**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２８１号）**

**〔　株主総会関連文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日　平成２９年６月３０日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求の経過**

　１　審査請求人は、平成２３年３月２日、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第６条の規定により、次の文書について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　（１）○／○（○）に開かれたＡ社の株主総会の警備について判る文書

　（２）○／○（○）に開かれるＢ社の株主総会の警備について判る文書

　（３）今までの株主総会で警察が介入した事案の内容が判る文書

２　平成２３年３月１６日、実施機関は、本件請求のうち上記（３）に係る部分に対応する行政文書は、作成又は取得していないため管理していないとして、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　３　審査請求人は、平成２３年４月１１日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第５条の規定により、実施機関の上級庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　　　全く調査をせずに単に不存在すれば、それで終わりだと安心している。

今回の開示請求書も参考にしてください。

大体何で東京から大阪に株主総会に出席したのか調査したのか。それを行わないで文書の特定が可能な訳がないのです。曽根崎署では署外にほうり出され、生命の危機にあったので株主総会の出席も断念した。関係者の処罰をしていただくことが今僕との間に必要です。僕は自分の住所氏名を名乗っているのにホームレスだと放りだした。

**第五　諮問実施機関の主張要旨**

　　　諮問実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

１　実施機関の意見等

（１）本件請求の趣旨

本件請求のうち、第二の１（３）に係る部分については、株主総会の会場内で不法行為が発生した際、警察が会場内で制止等の措置を取った内容が分かる文書の公開を求めるものである。

（２）本件決定

本件請求において審査請求人が求めているのは、株主総会の会場内で不法行為が発生した際、警察が会場内で犯罪の制止等の措置を取った内容が分かる文書である。

警察では、企業対象暴力事犯の取締りを推進するため、株主総会の開催状況や総会屋の株主総会出席状況等について把握に努めているところであり、大阪府下の株主総会の会場内においては、警察が制止等の措置を取った不法行為は近年発生していない。

したがって、実施機関において本件請求の趣旨に対応する行政文書は保存していないことから本件決定を行ったものである。

（３）結論

以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法・不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　諮問実施機関のまとめ

本件審査請求に係る本件決定は、行政文書を実施機関が保管・管理していないことから、条例第１３条第２項の規定により行われたものであり、違法・不当はないものと考える。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定の妥当性について

（１）本件請求に係る行政文書を保有していないことについての諮問実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

実施機関は、本件請求時に審査請求人に対して、請求内容の趣旨を確認したところ、「株主総会の会場内で不法行為が発生した際、警察が会場内で犯罪の制止等の措置を取った内容が分かる行政文書」の公開を求めているとのことであった。

実施機関において、現に保有する関係文書をすべて検索したところ、株主総会の会場内で不法行為が発生した際、警察が制止等の措置を取った事案については、確認できず、本件請求の趣旨に対応する行政文書については管理していないことから、本件決定を行ったものである。

（２）以上の説明については、特段、不自然・不合理な点は認められず、他に、本件請求に係る行政文書が存在すると考えられる状況は見受けられなかった。

したがって、実施機関は、本件請求時点においては、本件請求に係る行政文書を保有していなかったと認められ、本件決定は、妥当である。

３　その他

　　　審査請求書において、当審査会での口頭意見陳述を希望する旨が確認できたため、当審査会事務局から口頭意見陳述の日程調整についての文書を４回送付したが、審査請求人は、しばらく様子を見たい、延期したいなどの理由により、日程の案内に応じることはなく、その後、当審査会から同様の文書を３回送付したが、回答がなかった。

その後、平成２７年５月２９日に当審査会から口頭意見陳述の日程調整についての文書を送付したが、審査請求人は、期日の延期を希望するのみで、具体的な時期を特定することがなかった。

さらに、平成２７年８月２０日に当審査会から口頭意見陳述の日程調整についての文書を送付し、回答がない場合又は口頭意見陳述の時期を特定できない場合には、口頭意見陳述の希望がないものと判断する旨通知したが、審査請求人からの回答内容は、口頭意見陳述の時期を特定できるものではなく、その後も口頭意見陳述の希望時期についての申出がなかった。

以上のことから、当審査会は、条例第２４条第１項の規定により、口頭意見陳述を行わないことと決定した。

　４　結論

　　　以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員）

長谷川佳彦、田積司、池田晴奈、近藤亜矢子